

国家公務員制度改革基本法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、行政の運営を担う国家公務員に関する制度を社会経済情勢の変化に対応したものとすることが喫緊の課題であることにかんがみ、国民全体の奉仕者である国家公務員について、一人一人の職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするため、国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とすること。

(第一条関係)

二 基本理念

- 国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。
- (一) 議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと。
 - (二) 多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること。

- (三) 官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めること。
- (四) 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること。
- (五) 国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立するとともに、能力及び実績に基づく適正な評価を行うこと。
- (六) 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備すること。
- (七) 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。
(第二条関係)

三 国の責務

国は、二の基本理念にのっとり、国家公務員制度改革を推進する責務を有すること。

(第三条関係)

四 改革の実施及び目標時期等

- 1 政府は、第二の基本方針に基づき、国家公務員制度改革を行うものとし、このために必要な措置に

ついては、この法律の施行後五年以内を目途として講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

2 政府は、1の措置を講ずるに当たっては、職員の職務の特殊性に十分に配慮するものとする。

(第四条関係)

第二 国家公務員制度改革の基本方針

一 議院内閣制の下での国家公務員の役割等

1 政府は、議院内閣制の下、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(一) 各府省に、国会議員への政策の説明その他の政務に関し、大臣を補佐する職（以下「政務専門官」という。）を置くとともに、政務専門官以外の職員が国会議員に接触することに関し、大臣の指示を必要とするなど、大臣による指揮監督をより効果的なものとするための規律を設けること。

(二) 内閣官房に、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画立案に関し、内閣総理大臣を補佐する職（以下「国家戦略スタッフ」という。）を、各府省に、大臣の命を

受け、特定の政策の企画立案及び政務に関し、大臣を補佐する職（以下「政務スタッフ」という。）を置くものとし、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの任用等については、次に定めるところによるものとする。

イ 国の行政機関の内外から人材を機動的に登用できるものとする。

ロ 給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとする。

(三) 事務次官、局長、部長その他の幹部職員（以下単に「幹部職員」という。）の任免については、内閣総理大臣による承認を要するものとし、内閣人事庁は、各大臣が人事を行うに当たって、内閣としての一体性が確保できるよう、情報提供、助言等の支援を行うものとする。

(四) 各府省は、幹部職員の候補者名簿の原案を作成し、内閣人事庁は候補者の適格性の審査を行うものとする。ただし、内閣人事庁も、必要に応じ、候補者名簿を作成することができる。

(五) 幹部職員は、内閣人事庁及び各府省に所属するものとする。

(六) 国家戦略スタッフは、内閣人事庁の職員をもつて充てるものとし、内閣人事庁の職員以外の者を国家戦略スタッフに任用しようとする場合においては、その者を内閣人事庁の職員とした上で、国家戦略スタッフに充てるものとする事。

(七) 各府省の政務専門官及び政務スタッフ並びに課長その他の管理職員（地方支分部局及び施設等機関の職員を除く。以下単に「管理職員」という。）は、内閣人事庁に併任するものとする事。

（第五条第一項関係）

2 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員及び管理職員（以下「幹部職員等」という。）について、適切な人事管理を徹底するため、次に掲げる事務を内閣人事庁において一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする事。

- (一) 総合職試験の合格者からの採用及びこれに伴う各府省への配置の調整
- (二) 二3の幹部候補育成課程に関する統一的な基準の作成及び運用の管理
- (三) 二3(三)の幹部候補育成課程の対象者（以下「課程対象者」という。）に対する研修のうち政府全体を通ずるものの企画立案及び実施

- (四) 課程対象者の府省横断的な配置換えに係る調整
 - (五) 管理職員の府省横断的な配置換えに係る調整
 - (六) 幹部職員に係る適格性の審査及び候補者名簿の必要に応じた作成その他の各大臣が人事を行うに当たっての情報提供、助言等の支援
 - (七) 国家戦略スタッフに充てられている職員の管理
 - (八) 幹部職員等、課程対象者及び総合職試験の合格者からの採用者の人事に関する情報の管理
 - (九) 公募による任用の推進
 - (十) 官民の人材交流の推進
- (第五条第二項関係)

二 多様な人材の登用等

- 1 政府は、採用試験について、多様かつ優秀な人材を登用するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (一) 現行の採用試験の種類及び内容を抜本的に見直し、採用試験に次に掲げる種類を設けるとともに、その内容をそれぞれ次に定めるものとする。

イ 総合職試験 政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行う試験

ロ 一般職試験 的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験

ハ 専門職試験 特定の行政分野に係る専門的な知識を有するかどうかを重視して行う試験

(二) (一)の措置に併せ、次に掲げる採用試験の区分を設けるとともに、その内容をそれぞれ次に定めるものとする。

イ 院卒者試験 大学院の課程を修了した者又はこれと同程度の学識及び能力を有する者を対象とした採用試験

ロ 中途採用試験 係長以上の職への採用を目的とした採用試験 (第六条第一項関係)

2 政府は、職員の職務能力の向上を図るため、研修その他の能力開発によって得られた成果を人事評価に確実に反映させるとともに、自発的な能力開発を支援するための措置を講ずるものとする。

(第六条第二項関係)

3 政府は、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するための仕組み(以下「幹部候補育成課程」という。)を整備するものとする。この場合にお

いて、課程対象者であること又はあったことによつて、管理職員への任用が保証されるものとしてはならず、職員の採用後の任用は、人事評価に基づいて適切に行われなければならないこと。

(一) 課程対象者の選定については、採用後、一定期間の勤務経験を経た職員の中から、本人の希望及び人事評価に基づいて随時行うものとする。

(二) 課程対象者については、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定するものとする。

(三) 管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修を行うものとする。

(四) 国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与するものとする。
(第六条第三項関係)

4 政府は、幹部職員等に関し、その職責を担うにふさわしい能力を有する人材を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(一) 幹部職員等に求められる役割及び職業倫理を明確に示すとともに、これらを人事評価の基準とす

るための措置を講ずること。

(二) 公募に付する幹部職員等の職の数について目標を定めるものとする。 (第六条第四項関係)

5 政府は、高度の専門的な知識又は経験の求められる職に充てる人材を国の行政機関の内外から登用し、その能力を十分に発揮させるため、兼業及び給与の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

(第六条第五項関係)

三 官民の人材交流の推進等

政府は、官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めるため、現行の制度を抜本的に見直し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(一) 民間企業その他の法人の意向を適切に把握した上で、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第一条に規定する人事交流について、その透明性を確保しつつ、手続の簡素化及び対象の拡大等を行うこと。

(二) 課程対象者に、民間企業その他の法人における勤務の機会を付与するよう努めるものとし、そのための措置を講ずること。

(三) 給与、退職手当、年金その他の処遇を見直し、必要な措置を講ずること。
(第七条関係)

四 国際競争力の高い人材の確保と育成

政府は、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(一) 国際対応に重点を置いた採用を行うための措置を講ずること。

(二) 課程対象者に国際機関等における勤務又は海外への留学の機会を付与するよう努めるものとし、

そのための措置を講ずること。

(第八条関係)

五 職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底

政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(一) 人事評価について、次に定めるところにより行うものとする。

イ 国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫理を評価の基準として定めること。

ロ 業績評価に係る目標の設定は、所属する組織の目標を踏まえて行わなければならないものとする。

ハ 職員に対する評価結果の開示その他の職員の職務に対する主体的な取組を促すための措置を講ずること。

(二) 職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合における懲戒処分について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置を講ずること。

(三) 国家賠償法に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。
(第九条関係)

六 能力及び実績に応じた処遇の徹底等

政府は、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
ハ)。

(一) 各部局において業務の簡素化のための計画を策定するとともに、職員の超過勤務の状況を管理者の人事評価に反映させるための措置を講ずること。

(二) 優秀な人材の国の行政機関への確保を図るため、職員の初任給の引上げ、職員の能力及び実績に応じた処遇の徹底を目的とした給与及び退職手当の見直しその他の措置を講ずること。

(三) 雇用と年金の接続の重要性に留意して、次に掲げる措置を講ずること。

イ 定年まで勤務できる環境を整備するとともに、再任用制度の活用拡大を図るための措置を講ずること。

ロ 将来における定年の引上げについて検討すること。

ハ イの環境の整備及びロの定年の引上げの検討に際し、これらに対応した給与制度の在り方並びに役職定年制度及び職種別定年制度の導入について検討すること。
(第十条関係)

七 内閣人事庁の設置

政府は、次に定めるところにより、内閣人事庁を設置するものとし、このために必要な法制上の措置について、この法律の施行後一年以内を目途として講ずるものとする。

(一) 内閣人事庁は、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うとともに、一・二に掲げる事務及びこれらに関連する事務を所掌するものとする。

(二) 総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について、内閣人事庁がその担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣人事庁に移管する

ものとする事。

- (三) 内閣人事庁の長は、内閣官房長官をもって充てるものとする事。

(第十一条関係)

八 労働基本権

政府は、国家公務員の労働基本権の在り方については、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討すること。

(第十二条関係)

第三 国家公務員制度改革推進本部

一 国家公務員制度改革推進本部の設置

国家公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、国家公務員制度改革推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。

(第十三条関係)

二 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

- (一) 国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事。

(二) 国家公務員制度改革に関する施策の実施の推進に関すること。
(第十四条関係)

三 組織等

本部は、国家公務員制度改革推進本部長（内閣総理大臣をもって充てる）、国家公務員制度改革副本部長（国務大臣をもって充てる）及び国家公務員制度改革推進本部員（本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる）をもって組織する等とすること。
(第十五条から第十八条まで関係)

四 資料の提出その他の協力

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる等とすること。
(第十九条関係)

五 事務局

本部に、その事務を処理させるため、事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置くとともに、事務局長は、関係のある他の職を占める者であつて、かつ、公務内外の人事管理制度に関し識見を有する者をもって充てられるもの等とすること。
(第二十条関係)

六 設置期限

本部は、その設置の日から起算して五年を経過する日まで置かれるものとする。

(第二十一条関係)

七 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすること。

(第二十二条関係)

八 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定めること。(第二十三条関係)

第四 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第三に定める事項は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。(附則第一条関係)

二 地方公務員の労働基本権等

(一) 政府は、地方公務員の労働基本権の在り方について、第二の八の国家公務員の労働基本権に係る検

討に併せ、これと整合性をもって、検討すること。

- (二) 本部は、第三の二に掲げる事務のほか、(一)の検討に関する事務をつかさどること。

(附則第二条関係)